資料４－１

地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程改正の概要

１　改正理由

　　報酬特例を継続するために所要の改正を行うものである。

２　改正の要点

　・　報酬の特例について（附則関係）

　　①　常勤の役員等の基本給月額の２％減額を平成28 年３月31 日まで継続する。

　　②　①の改正に伴い、平成23年改正附則第3項（常勤の役員等のうち理事長及び副理事長の報酬に関する特例（理事長14％カット　副理事長6％カット）を定めた規定）に関する規定整備を行う。

３　施行期日

　　平成27年3月25日